

令和8年度 学校いじめ防止基本方針 (R8.4.1改定)

岩泉町立小本中学校

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。この生徒一人ひとりが健やかに成長していくことが社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、不登校や自死等を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめ問題に対する認識を確かなものとするとともに、いじめ問題に学校が一丸となって組織的に取り組み、「いじめを許さない学校」を実現させる。

2 いじめ問題に対する基本認識

- (1) いじめは、重大で深刻な人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではないという認識のもと、全教職員が一丸となって取り組む。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの生徒にも起こる可能性がある問題であるという認識のもと、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応に、全職員が一丸となって、組織（チーム）で取り組む

3 いじめ問題対応における基本方針

- (1) いじめ未然防止に全力を尽くす。
 - ア 学校の教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操と道徳心、互いの人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - イ 特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、学校全体の問題として取り組む。
 - ウ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組む。
 - エ 生徒たちにも、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努めるよう、働きかける。
- (2) いじめの早期発見・早期対応に、組織（チーム）で、迅速に取り組む。

4 いじめの定義

一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法】

- * 「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級・部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- * 「心理的な（影響）」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- * 「物理的な（影響）」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

5 「いじめ解消」の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

- (1) いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月）継続して止んでいること
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等を通して確認）

Ⅱ いじめの「未然防止」の取組

1 「未然防止」における基本的な考え

- (1) すべての教育活動を通して、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養う。
- (2) 生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動の推進し、自己有用感や自尊感情を育む。
- (3) 自他共にかげがえのない命を与えられて生きている「命の教育」を充実させ、「思いやりがあり、誠実に行動する生徒」を育てていく。
- (4) 「特別の教科 道徳」や「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」の特別活動を充実させる。
- (5) 学級活動において、学級の諸問題について話し合っ解決する活動を大切にする。違いや多様性を越えて望ましい人間関係の形成や社会参画の態度を育てる。
- (6) すべての教科において「わかる授業づくり」を進める。間違いや失敗を認め合える集団づくりを授業を通して進める。

2 いじめ防止のための具体的取組

- (1) 授業や休憩時間などの各場面での日常観察及び教職員間の情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査の実施（調査結果の組織的共有と情報公開）
- (3) 教職員と生徒との信頼関係の構築（生徒との様々な活動を通して）
※ 短学活、給食、清掃、龍甲ノート、自主学習ノート、放課後活動、部活動 等
- (4) 教育相談の実施
- (5) 「わかる授業づくり」の実践
- (6) 集団と個を生かす学級・学年経営及び生徒会活動の充実
- (7) 全職員で取り組む「特別の教科 道徳」
※ いじめの未然防止に係る道徳を、年3回年間指導計画に位置づける
- (8) いじめ問題に係る校内研修会の実施（年2回）
- (9) PTA活動「健全育成」との連携
- (10) その他
 - ア SCによる全員面談
 - イ SC連絡会（学年連絡会）の開催
 - ウ サポート会議（特別支援）の開催

Ⅲ いじめの「早期発見」の取組

1 教職員の学校の日常生活観察からの早期発見

- (1) 生徒の小さなサインを見逃さない。生徒からの相談がなくても教職員のアンテナでキャッチする。
 - ア いじめの兆候は、全職員による「ネットワーク」でキャッチする。
 - ア) いじめは目の届かないところで行われることが多いことから、全職員でキャッチする。
 - イ) 仮に本人同士がふざけあいと言っている場合でも、鵜呑みにせず、気になることについては、教職員間で迅速に情報共有する。
 - イ いじめの兆候は、全職員による「フットワーク」でキャッチする。
 - ア) さまざまな活動を生徒とともにする中で、いじめの兆候をキャッチする。
 - イ) いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化に注意する。
- (2) さまざまな悩みを生徒が相談しやすいように、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築に努める。
- (3) 龍甲ノート（生活記録ノート）や自主学習ノート等も活用し、生徒との信頼関係の構築、生徒の小さなサインのキャッチに努める。

2 いじめアンケート及び教育相談による早期発見

生徒アンケート及び保護者アンケートを定期的に行い、日常生活における観察だけでは把握が難しいいじめの兆候をキャッチする。

- | | |
|----------------|----------------|
| <生徒・いじめアンケート> | 年3回（6月、11月、2月） |
| <保護者・いじめアンケート> | 年3回（6月、11月、2月） |
| <定期教育相談> | 年3回（6月、11月、2月） |

3 相談窓口による早期発見

いじめられている生徒が教職員や保護者に相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応には細心の注意を払う

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとし、生徒・保護者に年度はじめに周知する。

○ 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）	全職員が対応
○ スクールカウンセラー	養護教諭
○ 地域からのいじめ相談窓口	副校長
○ インターネットを通じて行われるいじめ相談	学校または所轄警察署
○ 岩泉町教育委員会の相談窓口	0194-22-2111（内線 503）
○ 24 時間いじめ相談電話 （岩手県教育委員会）	019-623-7830（24 時間対応） 0120-0-78310（無料）

IV いじめの「早期対応」の取組

1 早期対応における基本的な考え方

- (1) 教職員は、いじめを発見または通報を受けたときは、一人で抱え込まず、速やかに、学年主任又は生徒指導主事、副校長等に報告し、全職員で組織的に対応する。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、最大限のスピード感をもって対応にあたる。

2 被害者への対応

- (1) いじめられた生徒の安心・安全を確保し、チームで、複数で、対応に当たる
- (2) いじめられた生徒の安心・安全が取り戻されるまで、保護者と連携を取りながら、必要に応じて、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- (3) いじめを受けた生徒の側に立ち、いじめを受けた生徒の心に寄り添うことを一番に考えて対応にあたる。安心・安全な学校生活を取り戻すことができるよう、全職員が全力を尽くす。
- (4) 必要に応じて、スクールカウンセラーと連携し、心のケアにあたる。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者に対しては、学校として、誠意をもって説明責任を果たすとともに、再発防止に全力を尽くす。

3 加害者への対応

- (1) 教職員が、組織的に且つ複数で、指導にあたる。
- (2) いじめを起こした背景、原因等を踏まえ、全職員の共通理解のもと、指導方針にしたがって、加害生徒への指導にあたる。
- (3) 加害生徒への心に響く指導を、全職員で進める。家庭と連携して、指導にあたる。
- (4) いじめが解消された後も、継続して見守り続け、再発防止に全力を尽くす。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、毅然として対応にあたる。岩泉町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 集団への指導

- (1) いじめを見ていた生徒、いじめを知っていた生徒など、いじめが起こっていた集団全体への指導も丁寧に行う。いじめを自分の問題として考えさせ、次の新たないじめが起こらないよう全力を尽くす。
- (2) 必要に応じて学年集会や全校集会を行う。いじめは絶対に許されない行為であることを再度全校で確認し、再発防止に全力を尽くす。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 1 いじめにより、本校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより、本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の発生

重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（岩泉町教育委員会）に報告し、関係機関と連携して対応にあたる。

3 重大事態の調査と対応

(1) 学校が主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

ア 本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で迅速に行う。

イ 調査の際には重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 調査においては、いじめのおこった背景も含めて、いじめの事実関係をすべて明らかにする。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する（関係者の個人情報に配慮する）。

オ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明する。

カ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげてさらに取り組む。

(2) 学校の設置者（岩泉町教育委員会）が主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出などの調査に協力する。

VI ネットいじめへの対応

1 ネットいじめにおける基本的な考え方

(1) 未然防止のための指導を計画的に実施する。未然防止に全力を尽くす。

(2) 情報モラルに関する道徳を、年3回、年間指導計画に位置づける（特別の教科 道徳）。

ア 全校情報モラル教室を年1回、教育課程に位置づける（特別の教科 道徳）

イ 各学年の情報モラルの学習を年2回、教育課程に位置づける（特別の教科 道徳）

(3) パソコン、タブレット、携帯電話、スマホ等によるインターネットの利用状況について、学校とPTAの「スマ・ゲ・ネ安全宣言」の取組を通して把握し、家庭の協力を得ながら進める。

(4) 2ヶ月に1回の「意志の日」に情報モラルに関する取組を生徒指導主事が中心となって行う。内容は、「タイムマネジメント」「コミュニケーション」「ルール・マナー」など全6回の中ですべてを扱うこととする。

2 ネットいじめの早期発見・早期対応

(1) SNS等によるネットトラブルを発見した場合は、家庭と連携して、迅速に対応にあたる。

(2) 状況に応じて、警察等、関係機関と連携して、指導にあたる（被害拡大を避けるため、プロバイダへの削除依頼等、関係機関の協力を得ながら指導にあたる）。

Ⅶ その他

1 いじめ対策委員会の設置

いじめ問題の対応を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。いじめが起こった場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、迅速に対応にあたる。学校の教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに状況を「いじめ対策委員会」に報告する。

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談担当

※その他必要に応じて当該教職員

(2) いじめ対策委員会の役割

ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の策定（道徳教育全体計画への位置づけ）

イ いじめアンケート結果及び教育相談結果の情報共有と今後の指導の確認

ウ いじめ発生時における対応（指導方針、指導の進め方、役割分担等の確認）

エ 重大事態の調査と対応

オ その他（いじめ問題に関わる研修会の企画、等）

2 いじめ防止基本方針の周知

P T A総会や学校運営協議会等で、「小本中 学校いじめ防止基本方針」を周知していく。

月	いじめ防止基本方針にかかわる月別取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度始め職員会議 「小本中 学校いじめ防止基本方針」の全職員での確認 ・第1回授業参観日、第1回学級懇談会 ・P T A総会 「小本中 学校いじめ防止基本方針」の全P T A 会員への周知 ・第1回学校運営協議会 「小本中 学校いじめ防止基本方針」の地域への周知
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート①（生徒）、いじめアンケート①（生徒、保護者） ・第1回定期教育相談
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校評価アンケート、第1回まなびフェスタアンケート ・1学期いじめの結果を町教委への報告
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修会①（夏季休業明け予定）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校運営協議会 ・第2回授業参観日
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート②（生徒）、いじめアンケート②（生徒、保護者） ・第2回定期教育相談
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校評価アンケート、第2回まなびフェスタアンケート ・2学期いじめの結果を町教委への報告
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修会②（冬季休業明け予定） チェックリストによる取組評価 ・第3回学校運営協議会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート③（生徒）、いじめアンケート③（生徒、保護者） ・第3回定期教育相談 ・第3回授業参観日、第2回学級懇談会 ・P T A役員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度計画 職員会議 「次年度のいじめ防止基本方針について」 ・3学期いじめの結果を町教委への報告 ※問題行動調査のまとめ

* 毎月の職員会議：「生徒理解」（各学年の生徒について）の実施

3 教職員研修会

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年2回実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

<いじめ問題に係る校内研修会（教職員研修会）>

8月 いじめの防止等に関する教職員の資質向上のための校内研修

1月 いじめ問題への取組についてチェックリストによる自己診断

4 いじめ問題への取組についてのチェックリスト

いじめ問題への取組についてのチェックリスト<教職員研修会>

岩泉町立小本中学校

1 いじめ未然防止の取組について

- | | |
|---|--------------|
| (1) 好ましい関係づくりをねらいとした学級活動等を推進したか | 【評価】 [○ ×] |
| (2) 生徒どうし教え合いのある活動を推進したか | 【評価】 [○ ×] |
| (3) 自己有用感を感じ取ることができる活動・取組を推進したか | 【評価】 [○ ×] |
| (4) 生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進したか | 【評価】 [○ ×] |
| (5) 基礎基本の定着を図り、わかる授業づくりを進めたか | 【評価】 [○ ×] |
| (6) 道徳教育の充実及び体験的活動の充実等に努めたか | 【評価】 [○ ×] |
| (7) 学校いじめ防止基本方針を、PTA総会、学校運営協議会、校報、学級懇談会などを通して、説明したか | 【評価】 [○ ×] |
| (8) いじめ問題に関わる校内研修会（年2回）を行ったか | 【評価】 [○ ×] |

2 早期発見・早期対応の取組について

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| (1) 生徒を対象としたアンケート調査（年3回）は機能したか | 【評価】 [○ ×] |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査（年3回）は機能したか | 【評価】 [○ ×] |
| (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査（年3回）は機能したか | 【評価】 [○ ×] |
| (4) いじめが認められた場合、基本方針に則り適切に対応できたか | 【評価】 [○ ×] |